

○川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

平成25年3月25日要綱第6号

改正

平成25年11月8日要綱第19号

平成26年10月1日要綱第19号

平成27年3月25日要綱第4号

平成28年3月24日要綱第5号

平成29年9月7日要綱第24号

令和3年3月26日要綱第12号

令和5年9月25日要綱第27号

令和6年3月25日要綱第14号

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

川越町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成22年要綱第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム、事業所用太陽光発電システム及び家庭用蓄電システムの導入促進を図り、災害時の電力供給や環境負荷の低減に努め、もって災害や環境対策に強いまちづくりを目指すとともに、家庭や地域住民の環境・エネルギー問題への関心を深めることを目的とする。

（補助金の対象者）

第2条 川越町新エネルギーシステム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者は、町内の住宅（居住を目的とする建築物及び附随した施設とし、店舗、事務所、事業所等の用途を兼ねるものも含む。以下同じ。）又は事業所に、次条に定める要件に適合する対象設備を設置しようとする次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、町税を滞納していない者とする。

- (1) 自らが所有し、かつ、居住する住宅に住宅用太陽光発電システム又は家庭用蓄電システム（以下これらを「システム」という。）を設置しようとする者
- (2) 自らの居住の用に供するためシステムを新築する住宅に併せて設置し、又は設置した新築の住宅を購入しようとする者

- (3) 自らの事業所に事業所用太陽光発電システムを設置する者であって、当該発電した電力を事業活動のみに使用する者
- (4) 第1号又は第2号に定める要件と同時にCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器又は家庭用燃料電池システムを設置する者
- (5) システムの設置に当たり、国、三重県又は町から他の補助等を受けていない者

2 補助金の交付を受けようとする者は、川越町支えあいまちづくり登録制度実施要綱（平成25年要綱第8号）に定める川越町支えあいまちづくり登録をしなければならない。

（対象設備）

第3条 対象設備（以下「設備」という。）とは、次の各号の要件に適合したものとし。ただし、設置される前において使用に供されたもの及び増設により設置されたものを除く。

- (1) 住宅用及び事業所用太陽光発電システム
 - ア 電力会社と逆潮流りで電力連系するものであること（単相3線又は単相2線式100V／200V 50Hz／60Hz）。
 - イ 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。
 - ウ 連系保護機能については、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの要件を満たすこと。
 - エ 住宅に設置される場合には、架台だけでなく太陽電池モジュールも含めた太陽電池アレイとして据え、当該建築物においては太陽電池アレイを含めて建築基準法（昭和25年法律第201号）に準拠した設計がなされていること。
 - オ 電力会社と電灯契約を締結していること。
 - カ 自立運転機能付パワーコンディショナを使用し、停電時に容易に電気が使用できること。
 - キ 発電した電力の一部又は全てを自ら居住又は事業活動のために利用し、電力会社へその全て逆潮流させないもの
- (2) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器
 - ア CO₂冷媒を使用していること。

イ COP（エネルギー消費効率）が3.0以上であること。

(3) 家庭用燃料電池システム 国の実施する高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金の補助対象となる機器

(4) 家庭用蓄電システム 国の実施する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の補助対象となる機器

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、設備の購入費用及び設置に係る工事費用（消費税及び地方消費税の額は除く。以下「設置費用」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 住宅用及び事業所用太陽光発電システム 7万円と設置費用の額とを比較して少ない方の額

(2) 住宅用太陽光発電システムと同時に設置するCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 2万円と設置費用の額とを比較して少ない方の額

(3) 住宅用太陽光発電システムと同時に設置する家庭用燃料電池システム 5万円と設置費用の額とを比較して少ない方の額

(4) 家庭用蓄電システム 10万円と設置費用の額とを比較して少ない方の額

2 補助金を交付することができる回数は、住宅又は事業所1棟につき1回、かつ、1者につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 設備の設置に係る契約書及び領収書の写し

(2) 設備の設置場所及びその付近の見取図

(3) 設備を設置状況を把握できる写真

(4) 太陽光発電システム設置者にあっては、住宅用又は事業所用太陽光発電システムに係る書類

(5) 家庭用蓄電システム設置者にあっては、家庭用蓄電システムに係る書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

2 前項の規定による申請書の提出期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 太陽光発電システム設置者 電力会社と電力供給契約をした日から2年以内

(2) 家庭用蓄電システム設置者 システムを設置した日から2年以内
(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を決定したときは、川越町新エネルギー・システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不適当と認められたときは、川越町新エネルギー・システム設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（耐用年数）

第8条 設備の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表1に掲げる年数とする。

（処分の承認）

第9条 第7条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条に定める設備の耐用年数の期間内において、当該設備を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供するときは、あらかじめ補助財産処分申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合は、補助財産処分承認通知書（様式第5号）により申請を行った者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 本要綱又はそれに基づく町の処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 補助金を設備の設置以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

2 町長は、前項の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に対し既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 町長は、前条の規定により承認を受けて設備を処分したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協力)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 使用状況の調査

(2) その他町が必要と認める事項

(補則)

第12条 この事業は、設備を設置する経費の一部を補助する目的とし、その使用に係る一切の責任は申請者に帰するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月8日要綱第19号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日要綱第19号抄）

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月25日要綱第4号）

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日要綱第5号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月7日要綱第24号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日要綱第12号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年9月25日要綱第27号抄）

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日要綱第14号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に締結した請負契約又は購入契約に係る設備の設置に係る補助金について適用する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

川越町長　様

申請者　住　所
氏　名
電話番号

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所　　川越町大字　　番地

2 補助金交付申請内容

対象設備	交付申請額	備考
住宅用及び事業所用太陽光発電システム	円	最大発電量　　kw
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	円	
家庭用燃料電池装置	円	
家庭用蓄電システム	円	蓄電容量　　kwh
補助金交付申請額合計	円	

3 設置に係る経費　　円

4 着工年月日　（契約締結日）　　年　月　日

5 完了年月日　　年　月　日

6 振込先

金融機関名称	銀行・金庫 信組・農協 漁協	支店等名称	本店・支店 支所・出張所
預金種目	普通　・　当座　（該当する項目に「○」印を付してください。）		
口座番号			
口座名義人	(フリガナ)		

7 住民情報及び税情報の閲覧に対する同意（同意される場合は、□欄にレ点を付してください。）

私の住民情報及び税情報について、川越町担当者が調査することに同意します。

(裏面)

8 添付書類

- (1) 設備の設置に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (2) 設備の設置場所及びその付近の見取図
- (3) 設備の設置状況を把握できる写真（設備の全景及び銘板並びに建物全景）
- (4) 住宅用及び事業所用太陽光発電システムに係る書類で、次に掲げるもの
 - ア 設備の仕様書（設備の製品カタログ等の写し）
 - イ 太陽電池モジュールの図面
 - ウ 自立運転機能用電源の場所を示す写真及び図面（間取り図等）
 - エ 電力会社との接続契約書の写し
 - オ 竣工検査の試験記録書の写し（最大発電出力値の分かるもの）
 - カ 再生可能エネルギー発電システムの系統連系資料
（最大出力値の合計が 10 キロワットを超える場合に限る。）
- (5) 家庭用蓄電システムに係る書類で、次に掲げるもの
 - ア 保証書の写し
 - イ 対象設備の仕様書（設備の製品カタログ等の写し）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、川越町長が必要と認めたもので、次に掲げる書類
 - ア 申請者の住民票
（7で各情報の閲覧に同意した場合は不要。法人の場合は、法人登記事項証明書）
 - イ 町税に滞納がないことを明らかにする書類
（町税務課が発行する完納証明書等。7で各情報の閲覧に同意した場合は不要）
 - ウ 設備を設置する住宅の所有者の分かる書類
（固定資産税課税明細書、登記簿等。現に申請者を課税対象者として当該住宅に固定資産税が賦課されており、かつ、7で各情報の閲覧に同意した場合は不要）
 - エ 川越町支えあいまちづくり登録申請書
 - オ 補助金受領に係る承諾書（設備を設置した住宅が共有名義である場合に限る。）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

川越町長 印

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった川越町新エネルギーシステム設置費補助金の交付申請について、下記のとおり交付及び金額を決定したので、川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 川越町補助金等交付規則及び川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を遵守すること。
- (2) 設備の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（次号において同じ。）の期間内において、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、及び管理し、その居住又は事業を営む住宅及び事業所における電力の消費の用に充て、省エネルギーに努めること。
- (3) 設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分等しようとするときは、あらかじめ補助財産処分申請書（様式第4号）を川越町長に提出すること。
- (4) 交付要綱第10条の規定により補助金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、町長の請求に応じ補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

川越町長 印

川越町新エネルギーシステム設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった川越町新エネルギーシステム設置費補助金の交付申請について、下記の理由により不交付とすることを決定したので、川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

理由

様式第4号（第9条関係）

年　月　日

川越町長 様

申請者 住 所
氏 名

補 助 財 産 処 分 申 請 書

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助財産処分を行いたいので申請します。

記

1 設備の設置場所 川越町大字 番地

2 処分の方法

該当する項目に○印

売 却	譲 渡	交 換	貸 与	担 保	廃 荐	そ の 他
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

その他については内容を具体的に記入

()

3 処分の時期 年 月 日

4 処分の理由

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

川越町長 印

補助財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった川越町新エネルギーシステム設置費補助金の財産処分等について、川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 設備の設置場所 川越町大字 番地

2 設備の種類

3 承認の条件